

平成30年度(一社)宮城県私立幼稚園連合会
指導要録の書き方研修会
(配布資料)

「幼児理解に基づいた評価」の在り方 —評価の実際に向けて—

(平成30年 12月27日)

文部科学省初等中等教育局

視学官 湯川 秀樹

(併任 初等中等教育局幼児教育課 教科調査官)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

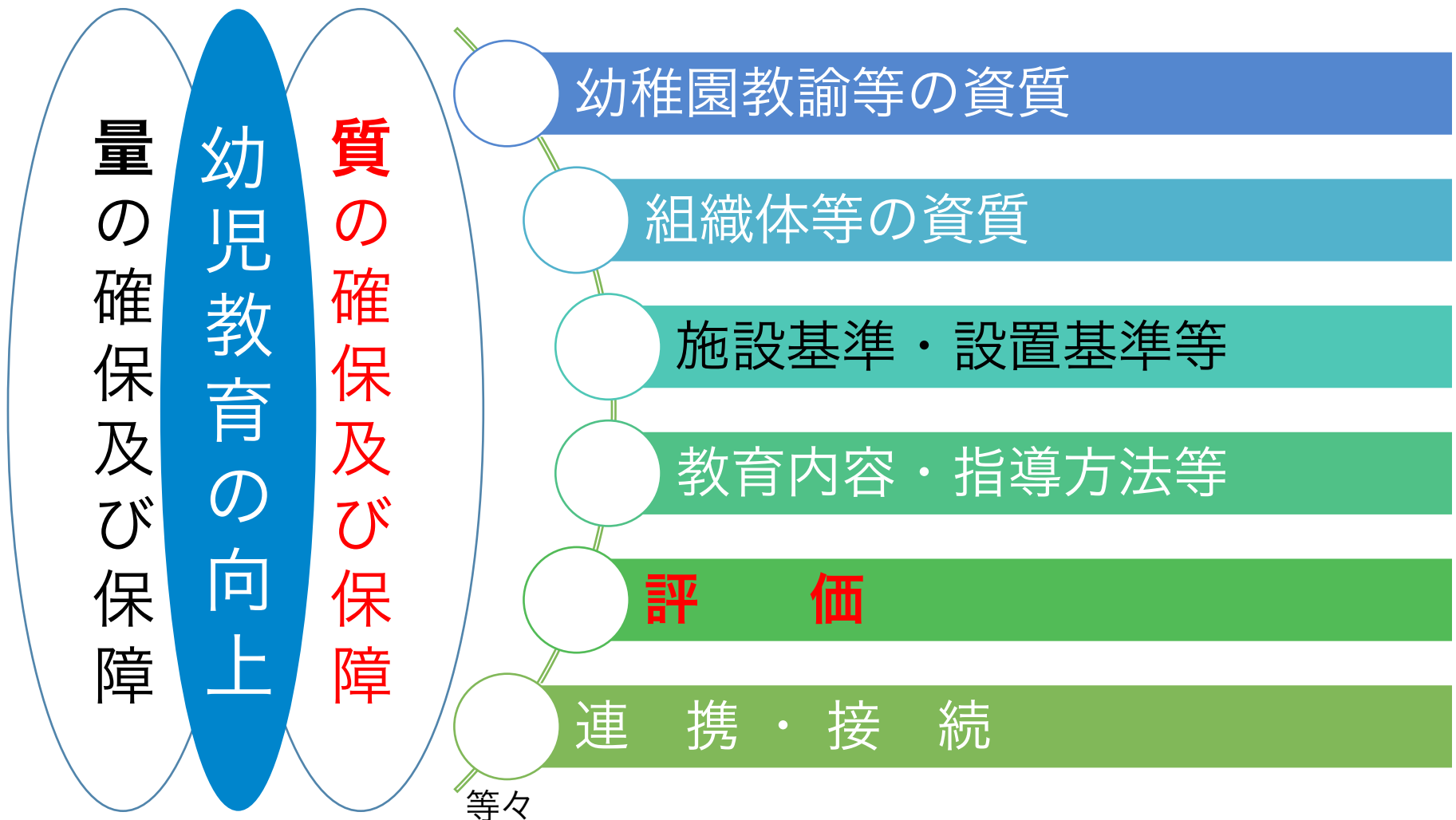
内 容

- はじめに －幼稚園教育要領等の改訂の基本方針について
- 「幼児理解に基づいた評価」に関連する事項
 - －改訂幼稚園教育要領等を踏まえて－
 - 「幼児理解に基づいた評価」の在り方
 - 幼稚園幼児指導要録について
- おわりに －まとめにかえて

はじめに

－幼稚園教育要領等の改訂の基本方針について－

<参考> 幼児教育の質確保(保障)・向上 (イメージ)



※教育基本法・学校教育法の改正、幼稚園教育要領等の改訂、学校評価等の実施、新制度の実施、認定こども園への移行、幼児教育・保育の無償化等々

幼稚園教育要領の改訂については、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化 [◀ **育む資質・能力**]

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと

- ・「知識及び技能の基礎」
- ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・「学びに向かう力、人間性等」

② 小学校教育との円滑な接続 [◀ **連携から接続へ(接続の明確化)**]

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協働性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること

③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し [◀ **教育課題への対応**]

- ・現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
- ・いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

＜参考＞ 幼稚園教育要領・保育所保育指針・
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の関連性（イメージ）

認定こども園法 等

幼保連携型認定こども園（教育及び保育）
幼保連携型認定こども園教育・保育要領

※大綱：ある事柄の根本となるもの。おおもと。
大づかみにとらえた内容。大要。

▲
整合性

▲
整合性

大綱化

保育所（保育）
保育所保育指針

幼稚園（教育）
幼稚園教育要領

一層の整合性

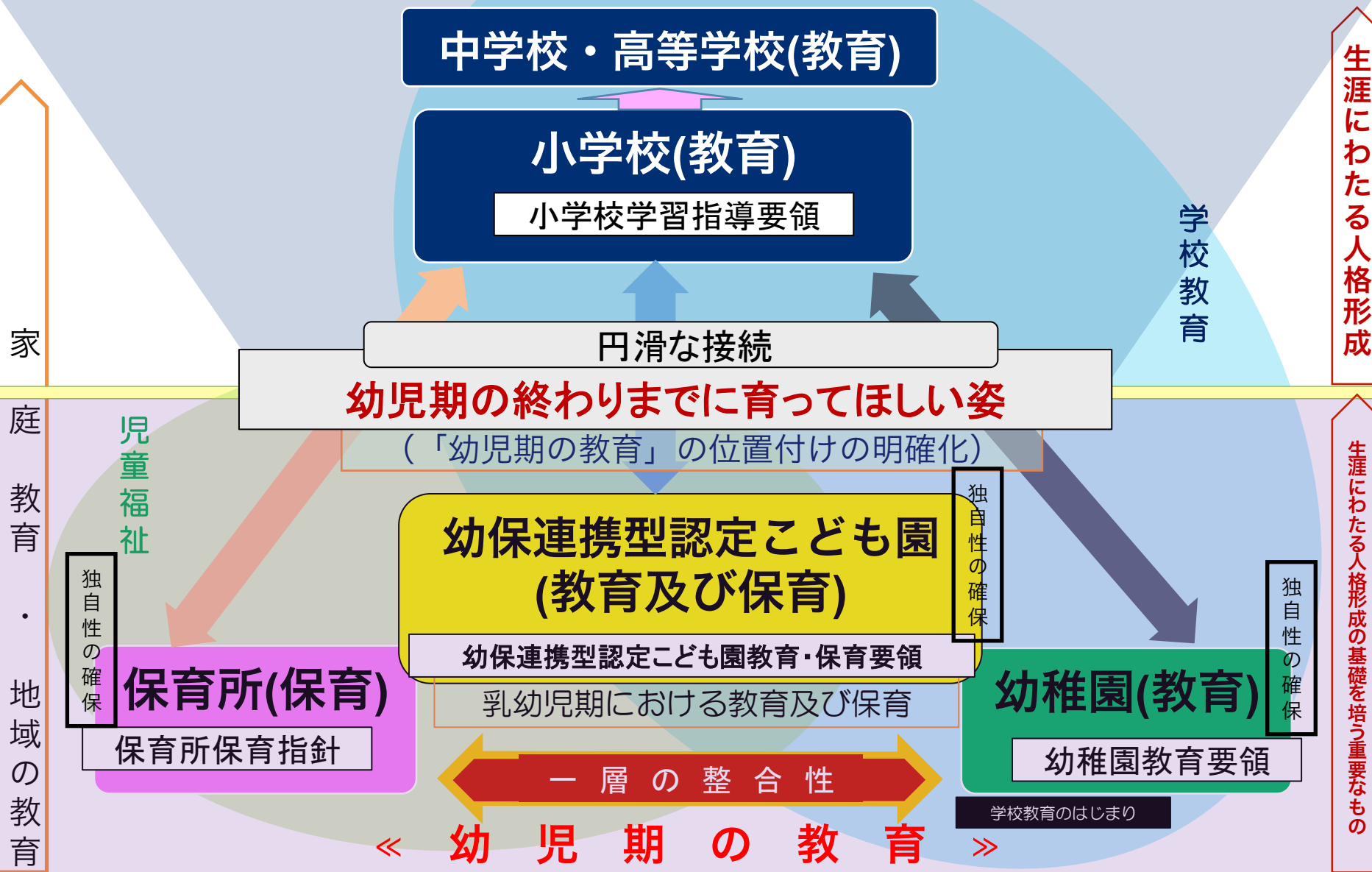
児童福祉法 等

学校教育法 等

認定こども園法第十条第2項

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮

<参考> 幼稚園教育・保育所保育・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の一層の整合性、
小学校教育との円滑な接続に向けて (幼児期の教育と小学校教育の縦軸・横軸関係、イメージ図)



新旧比較にみる幼稚園教育要領の構成

改訂前

カリキュラムマネジメントの重視

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 - 1 一般的な留意事項
 - 2 特に留意する事項
- 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

改訂後

前文

※基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

「幼児理解に基づいた評価」 に関連する事項

－改訂幼稚園教育要領等を踏まえて－

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

P47・48

- ・幼稚園においては、幼稚園生活全体を通して、幼児の生きる力の基礎を育むことが重要。
- ・幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育てることが大切。
- ・幼稚園教育において育みたい資質・能力は「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つ。＜「心情・意欲・態度など」との関連性
- ・資質・能力は個別に取り出して指導するものではなく、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって一体的に育むもの。
- ・各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育課程の編成等を図ること。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

第1章 総則

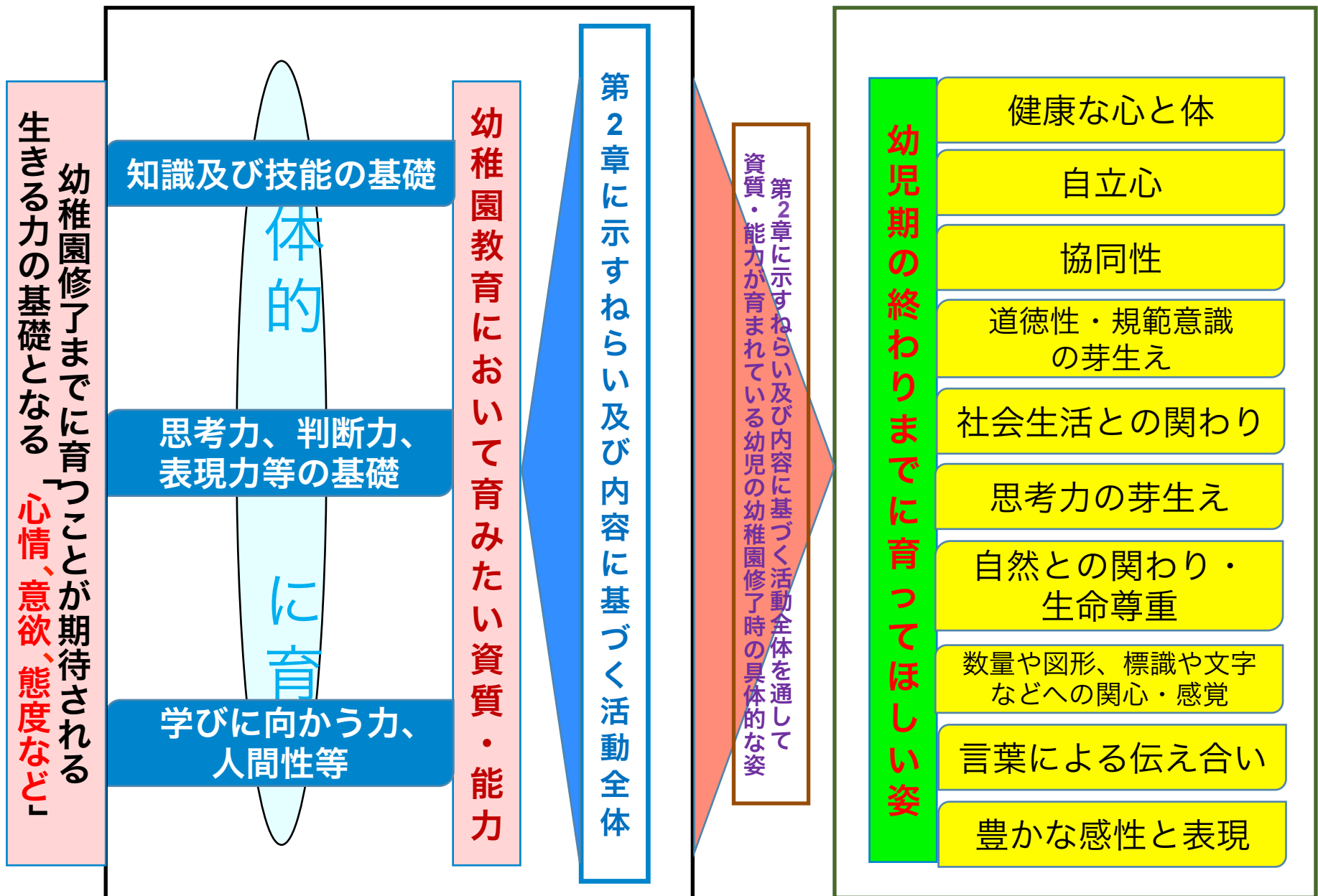
第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである

P49・50

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育に育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。
- ・遊びの中で幼児が発達していく姿をこれらの姿を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮。
- ・これらの姿が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意。
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意。
- ・これらの姿は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意。
- ・これらの姿は幼稚園の教師が適切に関わることで、特に幼稚園生活の中で見られるようになる幼児の姿であることに留意。

「幼稚園教育において育みたい資質・能力」と
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係（要約イメージ）



P51～72

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切に作る気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

※下線部：主な改訂箇所

1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

教育課程全体の方向性：各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」が必要。

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性：

①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていること。

→ 幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

P76

幼稚園教育要領におけるカリキュラム・マネジメント：

○ **園長は**、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められる。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

3 教育課程の編成上の留意事項

- (1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- (2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- (3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。
- (2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生_____、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。
- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。 ＜「学校安全」からの捉え

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

「連携」と「接続」の捉え

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

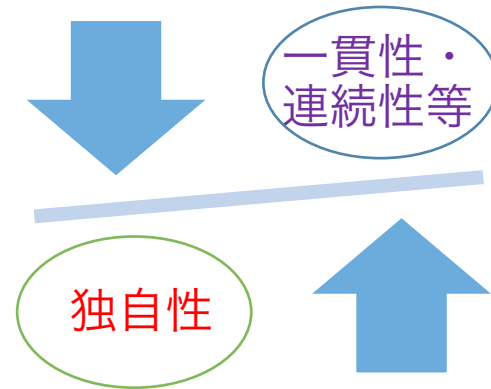
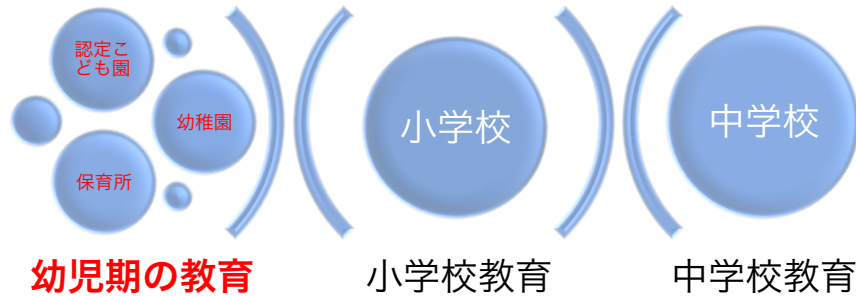
- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

※下線部：主な改訂箇所

- 幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。
- 子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。
- 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

<参考> 「発達」の段階に応じた教育」と「接続」・「接続期」

学校種・教育等の関係（独立と連結）



発達期と学校種・学校教育の関係 — 「発達」の段階に応じた教育」と「次期への移行」

※幼稚園教育要領上は「接続」

「接続」と「接続期」の捉え

教育課程等

相溶性

教育課程等

幼児期の教育

接続
接続期

小学校教育

幼児期の発達

発達期

児童期の発達

協同性・志向性等

＜参考＞ 幼稚園教育要領・保育所保育指針・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「接続」の関連規定

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

イ 幼保連携型認定こども園の教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

保育所保育指針

第2章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 略

幼稚園教育要領

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

小学校学習指導要領

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。
また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第3節 算数

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。**＜以下新設＞**

- (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※下線部：主な改訂箇所

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

＜参考＞小学校学習指導要領 第2章 各教科

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第9節 体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※下線部：主な改訂箇所

＜参考＞小学校学習指導要領 第6章 特別活動

小学校学習指導要領

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。**<以下新設>**

- (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※下線部：主な改訂箇所

- **小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期。**
- **小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫（※）も行いながら、**幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。****
- **その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要。**

※ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成２２年１１月）においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

スタートカリキュラムのイメージ

小学校中学年

小学校低学年

教科等の特質に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育むとともに、
教科横断的にそれらを
総合・統合していく学び

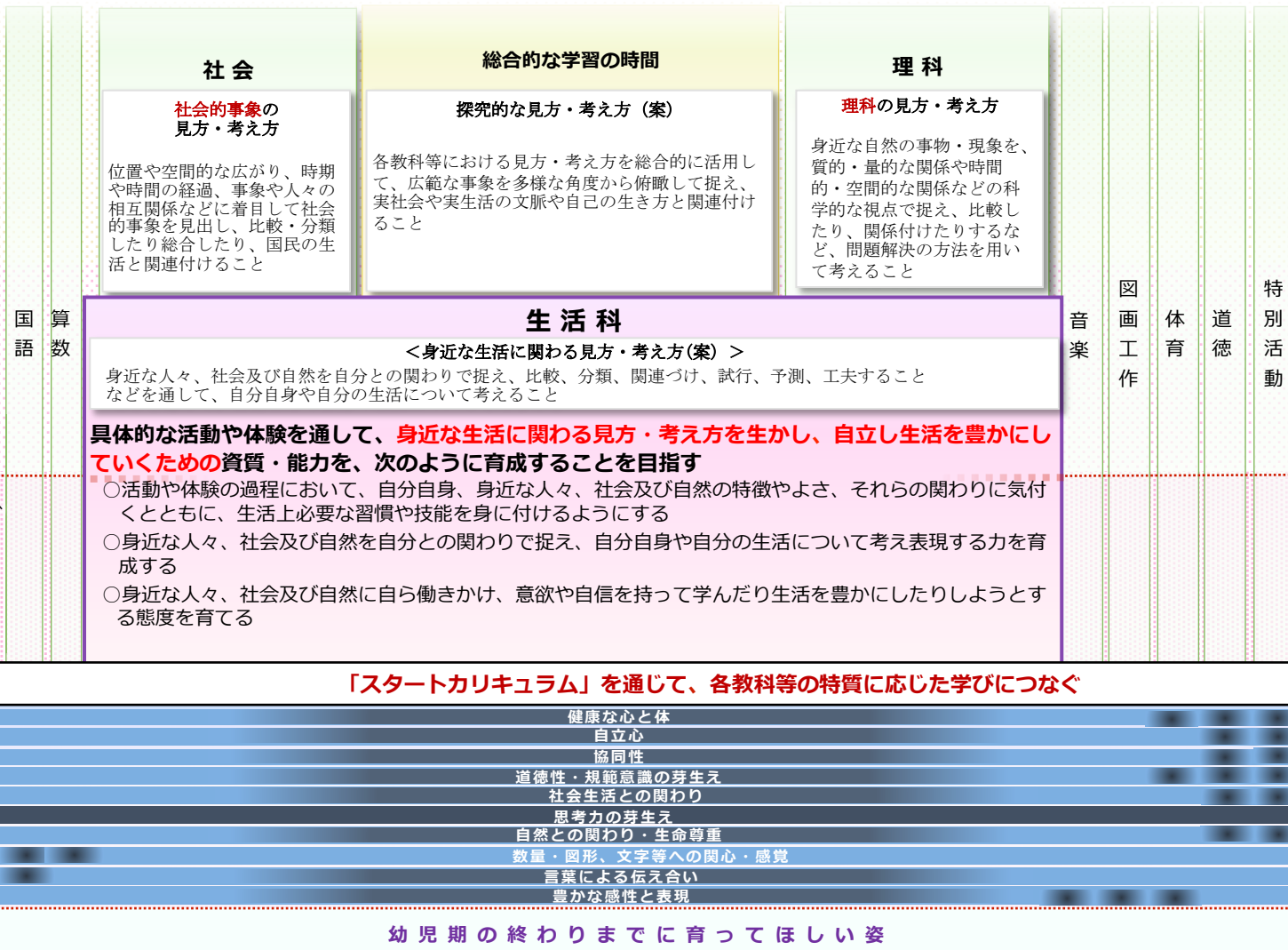
生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導も含め、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、短時間学習なども含めた工夫を行うことにより、**幼児期に総合的に育まれた「見方・考え方」や資質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期**

接続

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりとしながら、幼児の得意なところや更に伸ばしたいところを見極め、それらに応じた関わりをしたり、より自立的・協同的な活動を促したりするなど、**意図的・計画的な環境の構成に基づいた総合的な指導の中で、バランスよく「見方・考え方」や資質・能力を育む時期**

遊びや生活の中で、
**幼児期の特性に応じた
「見方・考え方」や**
資質・能力を育む学び

＜未就園段階： 家庭や地域での生活＞



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

保育所保育指針などにおける「全体的な計画」との異同

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

※下線部: 主な改訂箇所

P93・94

- 幼稚園の教育活動の質向上のためには、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理に必要な学校保健計画、安全管理に必要な学校安全計画等の計画を作成するとともに、それらの計画が関連をもちながら、一体的に教育活動が展開できるようにする、全体的な計画を作成することが必要である。教育課程を中心にして全体的な計画を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながる。

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画について

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。（略）

※赤字下線部：主な改訂箇所

内容の改善・充実

- 質の高い教育及び保育の活動を目指して教育と保育を一体的に捉え、園の基本構想等となり、園内はもとより地域・社会に伝播する役割をもつこと。
- 教育及び保育の内容と子育ての支援等の内容の有機的関連を図りつつ、各幼保連携型認定こども園の全体像を包括的に示す全体的な計画を作成し、その目的や目標の達成に努めること。

※「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」、一部「全体的な計画」という。

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画(イメージ)

教育及び保育の内容

子育ての支援 等

全体的な計画を構成する計画

- ・満3歳以上の園児の教育課程に係る教育
教育時間の教育活動のための計画
- ・満3歳以上の保育を必要とする子どもに
該当する園児の保育のための計画
- ・満3歳未満の保育を必要とする子どもに
該当する園児の保育ための計画
- ・一時預かり事業などとして行う活動のため
の計画
- ・園生活全体を捉えた計画
- ・安全計画・保健計画 等

各指導計画 等

第1章 総則

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

2 指導計画の作成上の基本的事項

(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。

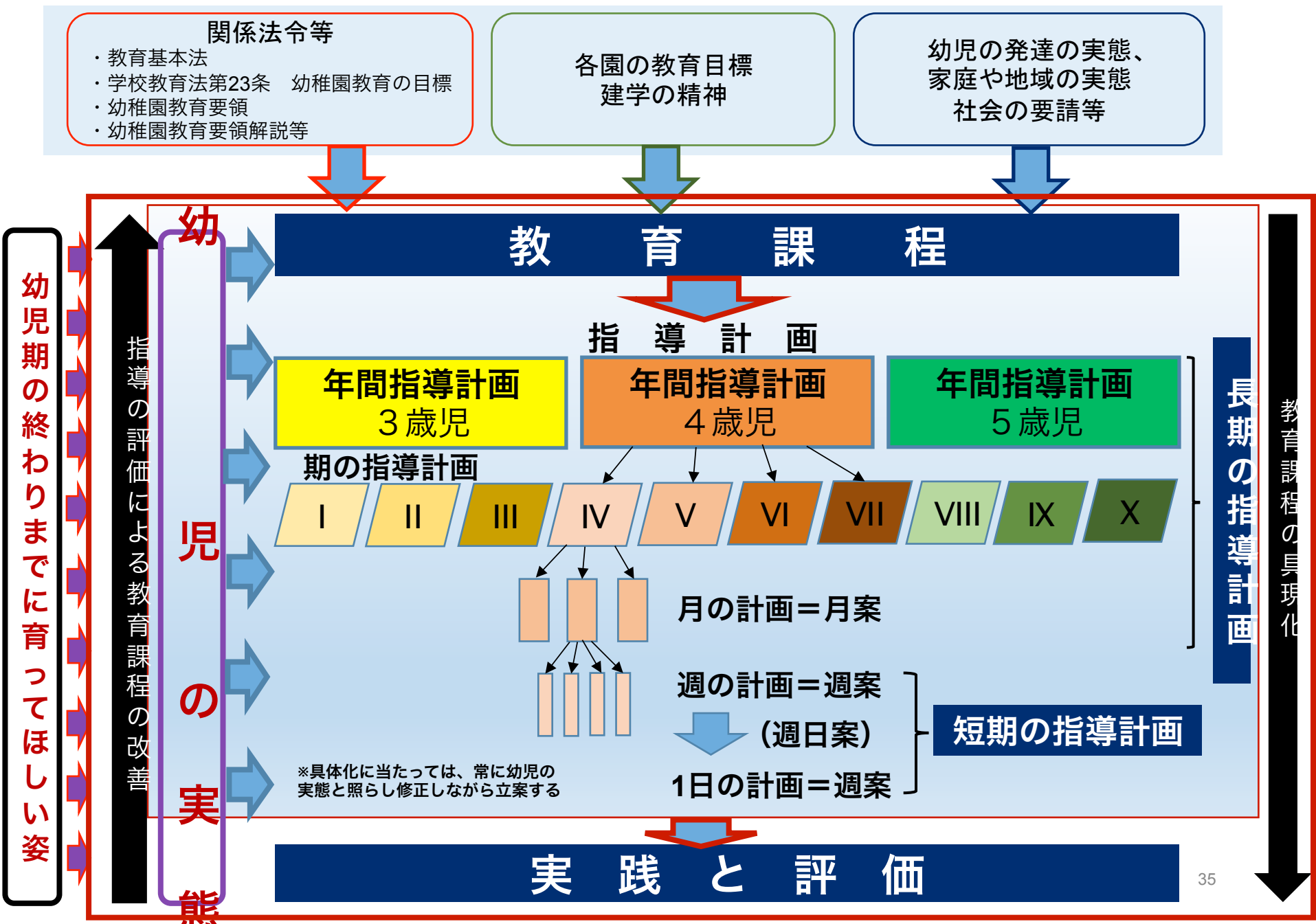
ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

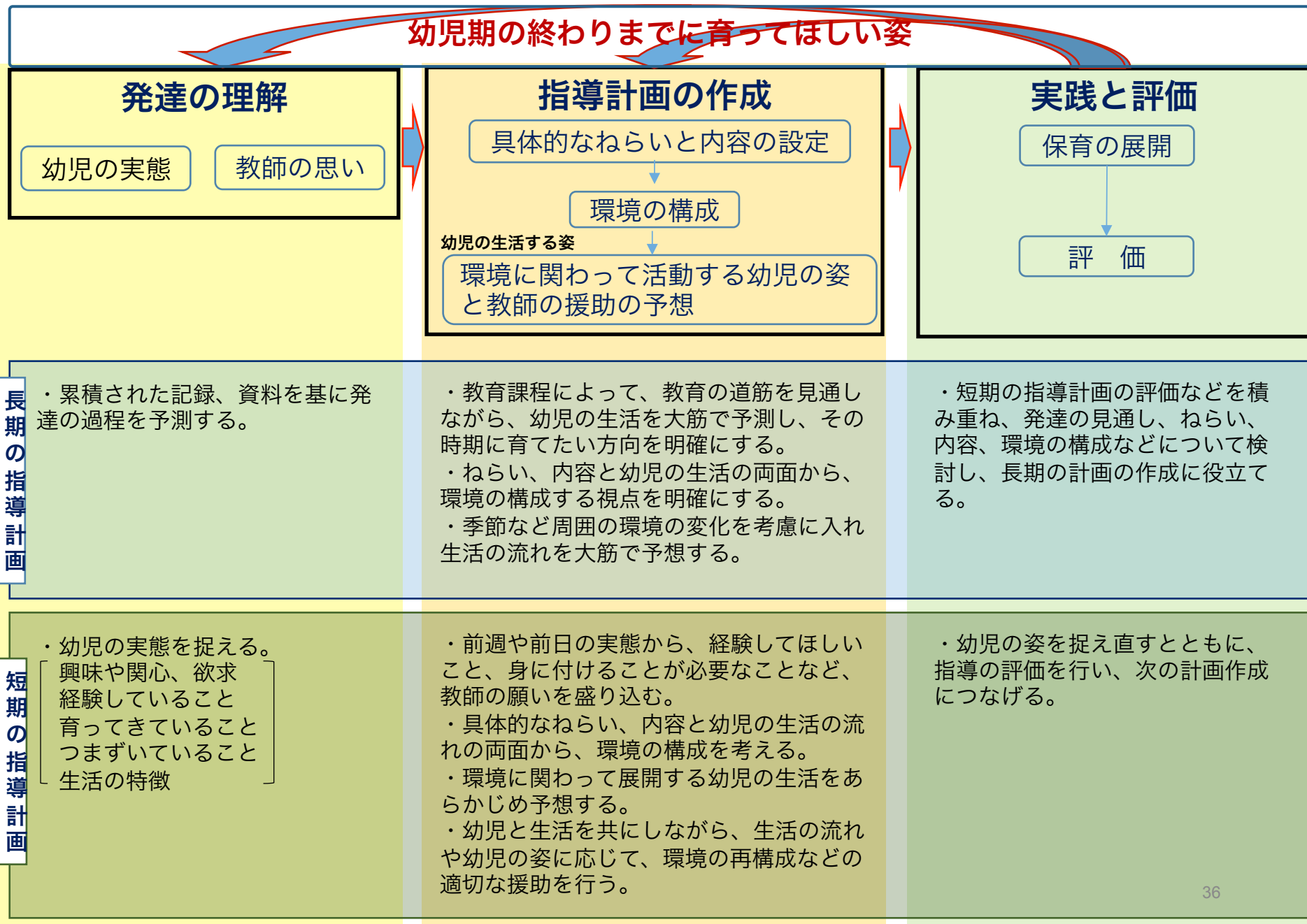
ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

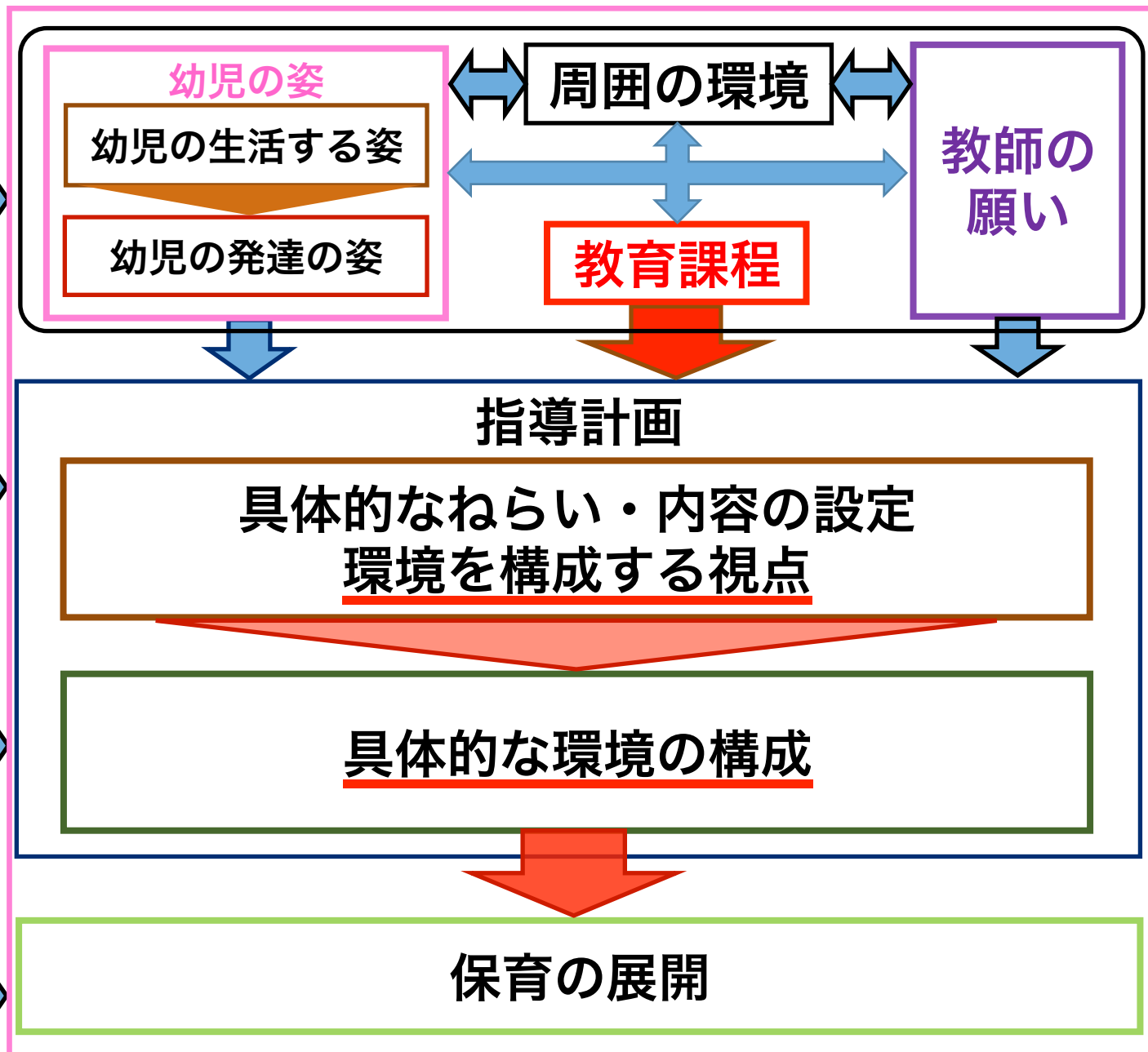
<参考>「教育課程と指導計画」等の関係（イメージ図）



<参考> 指導計画の作成の具体的な手順（イメージ図）



幼児理解に基づいた評価



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- 2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

第1章 総則

第6 幼稚園運営上の留意事項

※下線部：主な改訂箇所

- 3 **地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。**

P137

障害のある幼児との活動を共にする機会

- **障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切である。**
- 幼児が障害のある幼児と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待できる。 **＜集団生活をもたらすもの社会性など**
- このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のなる体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。
- 特別支援学校の幼稚部だけでなく、近隣小学校の特別支援学級などの児童との交流も考えられる。
- 日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が園内外の障害のある幼児や児童などと触れ合うよう配慮することも大切である。

※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第7 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動など

幼稚園は、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

① 「ねらい」・「内容の取扱い」について

- 「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導に行うに当たって留意すべき事項として明示。
- 指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを明示。

第2章 ねらい及び内容

ねらい及び内容について

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

「幼児理解に基づいた評価」 の在り方

－幼稚園教育指導資料第3集 幼児理解と評価
(平成22年7月改訂、文部科学省) を踏まえて－

第1章 総則

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、**幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かす**ようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。

P 120・121

※下線部：主な改訂箇所

- 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、教師の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。 <何のための「評価」なのか。>
- 幼児理解に基づいた評価を行う際には、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

P 122

- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切。

幼稚園教育の充実のための基本的な視点

○幼児理解からの出発

- ・ 幼児期にふさわしい教育を行うためには、幼児一人一人に対する理解を深めることが必要。
- ・ 幼稚園における保育とは、本来、幼児一人一人が教師や多くの幼児たちとの集団生活の中で、周囲の環境と関わり、発達に必要な経験を自ら得ていけるように援助する営み。
- ・ そのため、教師は幼児と生活を共にしながら、その幼児が今、何に興味をもっているのか、何を実現しようとしているのか、何を感じているのかなどを捉え続けていかなければならない。
- ・ 幼児が発達に必要な経験を得るための環境の構成や教師の関わり方も幼児を理解することによってはじめて適切なものになる。
- ・ 幼児を理解することが保育の出発点となり、そこから、幼児一人一人の発達を着実に促す保育が生み出されてくる。

○温かい関係を基礎に

- ・ 幼児期は、周囲の大人に対する信頼感に支えられて自分の世界を広げ、自立した生活に向かうようになる時期。
- ・ 幼稚園においては、このような幼児期の特性を踏まえて、教師と幼児の温かい信頼に満ちたものにしていくことが重要。
- ・ 「発達」は、自然な心身の成長に伴い、幼児が能動性を発揮して環境との関わり合う中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程。
- ・ 幼児の発達を促すために必要なこととして、幼児期の能動性という視点を重視し、人は周囲の環境に自ら能動的に働き掛けようとする力をもっていること、幼児期は能動性を十分に発揮することによって発達に必要な経験を自ら得ていくことが大切な時期であること、能動性は、周囲の人に自分の存在や行動を認められ、温かく見守られていると感じるときに発揮されるものであることが大切。
- ・ 能動性の発揮とは、活発に活動する姿のみを指しているのではなく、黙って周囲の動きを見つめている幼児の姿も、相手の話に聞き入る姿も、その幼児が能動的に周囲の環境と関わっている姿として受け止めることが大切であり、教師には幼児の行動や心の動きを温かく受け止め、理解しながら、幼児との間に信頼関係を築くことが必要。
- ・ 幼稚園においては、教師と幼児の温かい関係が幼児の発達を促す上で重要な意味をもつことを踏まえて、保育を展開することが必要。

○一人一人の特性に応じた教育

- ・ 幼児の発達する姿は、同年齢であってもそれぞれの幼児の生活経験や興味・関心などによって一人一人異なっており、一見すると同じような活動をしているようでも、その活動が幼児一人一人の発達にとってもつ意味は異なっているため、日々の保育の中では、それぞれの幼児の生活する姿から、今経験していることは何か、また、今必要な経験は何かをとらえ、それに応じた援助をすることが大切。
- ・ 教育に求められるものは、自分らしさを発揮し、心豊かに意欲をもって生きることのできる人間の育成であり、幼稚園では、行動の仕方や考え方などに表れたその子らしさを大切にして、幼児一人一人が、そのよさを発揮しつつ、育っていく過程を重視。

発達や学びの連続性を確保するための視点

○子供の発達や教育を長期的な視点で捉える

- ・学校教育法において幼稚園の目的として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことが強調され、学校教育としての連続性を踏まえた教育を行うことが重要とされ、幼稚園教育要領では、小学校以降の教育の基礎を培う幼稚園教育の在り方を確認した上で、連携を図るようにすることが求められる。
- 【参照】学校教育法第22条「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」
- ・幼稚園教育要領第1章総則第3教育課程の役割と編成等5小学校教育との接続に当たっての留意事項「(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。」
- ・小学校学習指導要領では、小学校が幼児期の教育と連携すること、小学校低学年において、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫することなどが求められる。
- 【参照】小学校学習指導要領第1章総則第2教育課程の編成4学校段階等間の接続（本文略）
- ・学校教育の連続性という観点から、子供の発達や教育を長期的な視点でとらえることを踏まえながら、幼稚園の教育課程と小学校の教育課程が幼児の学びの流れというところでつながるようにしていくことが重要。

○幼稚園と小学校との学びのつながりを意識する <二つの教育原理>

- ・幼児期は楽しさを求めて活動を行う時期であるため、幼稚園では幼児が遊びの中で楽しさや面白さを感じつつ、様々な物事を体験することを重視し、その楽しい活動の過程や結果として学びが成り立っている。
- ・幼児期の学びと関連し、幼児は集中する力や持続させていく力などを身に付けながら、生活を充実させていく。
- ・児童期は幼児期で培った学びや様々な力を基に、子どもは目的に向け、自己を統制したりする力が高まっていく。
- ・小学校における学びは学習に特化された授業という枠の中で、教師により示された学習の目標を改めて自分の目標として自覚し、その自覚された目標に向けて努力することにより成り立っている。
- ・そこでは子供は学習者として、課題に向かって集中し、持続する力を発揮して、学んでいく。教師や他の子供の発言を捉え、自らの考えと結び付けて発展させ、それを言葉にし表現していく。自らの知っていることとその場で得られる情報とをつないで新たな知識の組織化を図っていく。
- ・幼稚園教育から小学校教育への円滑な移行には、幼稚園と小学校の教師が学びのつながりを意識して、こうした二つの教育原理の橋渡しをしたり、中間的な教育課程や学習環境の在り方の工夫をしたりするなどして、発達や学びの連続性を確保することが大切。

○幼稚園教育を小学校教育へつなげる

- ・教師は、幼児が教師や友達と生活を共にする中で活動し、そこで成り立つ学びが小学校以降の生活や学習の芽生えとして培っていきけるようにすることで、小学校教育の基盤となるようにすること大切であり、そのためには教師は教育内容の多様性を確保しつつ、幼児の遊びから様々な方向へ学びが展開する様子を見いだすとともに、幼稚園での幼児の生活に根ざした学びをつくり出していくことが大切。
- ・幼稚園では小学校以降の生活や学習の基盤を成り立たせる根本の力を育てていくため、それを幼稚園の教師が自覚し発展させつつ、幼稚園教育の在り方を問い続けていくことで、学校教育としての連続性を確かなものにしていくことができる。

幼児を理解し、保育を評価するとは

○幼児を理解するとは

- ・ 幼児を理解するとは幼児一人一人と直接に触れ合いながら、幼児の言動や表情から、思いや考えなどを理解しかつ受け止め、その幼児のよさや可能性を理解しようとするものであり、そのためには安易に分かったと思い込んだり、この子はこうだと決め付けたりしてしまうのではなく、幼児と生活を共にしながら、「……らしい」「……ではないか」など、表面に表れた行動から内面を推し量ってみることや、内面に沿っていこうとする姿勢が大切。
- ・ 実際には教師が幼児の行動を見て「こんな思いをもっているのではないか」「こんな行動をするかもしれない」などと推測しながら関わっていても多くの場合、予想外の姿に気付いて、それまでの見方を変えることになる。
- ・ 「幼児の生活する姿から、その幼児の心の世界を推測してみる」「推測したことを基に関わってみる」「関わりを通して幼児の反応から新しいことが推測される」という循環の中で徐々に幼児の行動の意味が見えてくる。
- ・ 幼児を理解することは、教師の関わり方に目を向けることでもあり、幼稚園生活の中で幼児の行動や心の動きが生み出される背景には、教師の関わり方が大きな意味をもっている。
- ・ 幼児の興味や関心の持ち方は教師の関わり方によって方向付けられ、何気なく使う言葉や態度はそのまま幼児の中に取り込まれていく。
- ・ 教師との関わり方との関係で幼児の行動や心の動きを理解しようとするのが保育を見直し、その改善を図るために大切。

○保育における評価とは

- ・ 評価とは、保育の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めること。
- ・ 幼稚園の保育は一般には、①幼児の姿から、ねらいと内容を設定する、②ねらいと内容に基づいて環境を構成する、③幼児が環境に関わって活動を展開する、④活動を通して幼児が発達に必要な経験を得ていくような適切な援助を行うというようなプロセスで進められる。
- ・ 具体的な保育は、この①から④の循環について、幼児の活動と経験を予想した指導計画を立てて行われるが、この計画は一つの仮説であり、実際の幼児の生活する姿に応じて、これらの全ての点について適切かどうか検討しながら改善していく。
- ・ 実際に幼児が生活する姿から発達の全体的な状況、よさや可能性などを捉え、それに照らしてみても、「教師の関わり方は適切であったか」「環境の構成はふさわしいものであったか」「あらかじめ教師が設定した指導の具体的なねらいや内容は妥当なものであったか」などについて、評価することが必要。
- ・ 評価は常にそのための時間を取って行われるべきものではなく、日常的な振り返りなども保育の改善に役立ちものであり、日々の保育と評価は常に一体になっている極々日常的なもの。

◆触れ合いを通して

幼児と教師の相互理解を深めるために、教師はどのようなことに留意して、幼児と触れ合えばよいか。

○心に届く触れ合いを

- ・幼児と教師の相互理解は、毎日の生活の中での触れ合いを通して深められる。
- ・幼児一人一人が自分は教師に温かく見守られているという実感をもつように、一人一人を大切に思う教師の気持ちがその幼児の心に届くような具体的な表現を心掛けることが大切。
- ・温かい視線を送ることが肌の触れ合いと同じように幼児と教師の相互理解を深めるために役立つ。心配そうに教師を見る幼児に、目と目を合わせてうなずくとほっとした表情になることに気付くことがある。幼児は大人の目に表れる表情に敏感である。目で合図を送る、視線を合わせて話す、笑顔で応じるなど、教師の送る温かい視線から幼児は自分に対する愛情を感じ取り、安心してありのままの姿を教師に見せてくれるようになる。
- ・どのような触れ合いが幼児の心に届くかは、その教師と幼児の関係から生まれるものであって、他の教師の実践をそのままねてもよい結果は得られない。幼児一人一人の心の動きを受け止めながら、どのような触れ合いを幼児が自分に求めているか探っていくことが大切。
- ・幼稚園生活の中には様々な場面で幼児と触れ合いをもつ機会があるが、何かをさせることばかりに気をとられてしまうと、そのせっきの機会を逃がしてしまうことがある。どのようなときにも幼児一人一人に教師の心が届くようにすることを忘れてはならない。

○気持ちを受け止める

- ・保育は幼児と教師の信頼関係を下にして、幼児が直面する自分自身の発達の課題を自分の力で乗り越えようとすることを援助する営み。
- ・保育の中で教師は、とすると大人と話すように、「がんばりなさい」「こうやればいいのよ」「どうしてなの？」など、表面に表れた事柄だけに目を向けて励ましたり、やり方を指示したり、理由を問いただしたりしがちだが、言葉や行動の底にある幼児の気持ちを受け止め理解しようとするのが大切なのであり、そこで初めて、幼児が自信をもって自分の課題を乗り越えようとする力を育てることにつながる。

○触れ合いを楽しむ

- ・幼児を理解するために、取り立てて難しいことが必要なわけではない。
- ・保育の中で幼児と触れ合いながら、ありのままの姿を受け止めていくという、ごく日常的な教師の行為が大切。そこには幼児との触れ合いを心から楽しむ教師の姿勢がなくてはならない。自分たちと一緒に生活を本当に楽しんでいる教師の下では、幼児一人一人が安心して伸び伸びと遊び、自分の世界を広げていくことができる。

○幼児同士の関わりから学ぶ

- ・幼児の生活する姿は、教師との相互関係の中で生まれてくるもので、教師が密着しすぎると枠がはめられて、幼児が自主性を発揮しにくくなることもある。
- ・保育は、幼児が周囲の環境と関わりを通して、自分の世界を広げていくことを支える営みのため、周囲の様々な状況との関連を大きく包み込んで捉えていかなければならない。幼児を理解する際に必要なこの姿勢を幼児同士の関わりから学ぶことがよくある。
- ・保育の中でまず大切にしたいことは、幼児が教師にしっかりと見守られているという安心感をもつとともに、もっと大事にしなければならぬことは、安心して教師から離れて独り立ちができるようにすること。
- ・幼児自身の足取りを受け止めながら、温かく見守るという姿勢が、援助の手立てを考えるために必要。
- ・教師は、幼児は幼児なりの環境を構成し、その中で他者に対する関係、人間同士のルールの必要性、優しさや温かさ等を身に付けていくことができることを学び、それは、教師からの独り立ちをする第一歩といえる。

◆記録の工夫 (1/2)

幼児を理解し適切な評価をするためには、日常の保育の中でどのように記録をすればよいか。

■記録の工夫

- ・幼児を理解し評価する手掛かりの一つとして、幼児の生活する姿を記録に残すことが必要になるが、記録の視点や方法に一定の形式はない。
- ・大切なことは、自分で記入しやすい方法・様式で記録を残す習慣を付けることであり、既成の形に捕らわれることなく、自分らしい記録の方法を工夫することが大切。

<記録の工夫の紹介>

○エピソードを記録する

- ・自由な保育日誌といったもので、毎日の保育の中で特に心に残ったことや気付いたことを、形式に捕らわれずにノートに記録し、書き残していく。
- ・自分なりに書いてみることでその幼児の気持ちが見えてきたり、自分の関わり方の是非に気付いたりすることがある。
- ・この方法では個々の幼児の記録としてはそこから抜けるものが多いため、2週間に一度ぐらい、読み返しながら全員の名簿でチェックなどすることも必要。
- ・この結果、自分の記録にいつも登場してくる幼児とそうでない幼児がいることに気付き、この作業をすることが記録の少ない幼児について、改めて保育の中で目を向けていくことに役立っており、幼児一人一人に目を行き渡らせることにつながっていくこともある。

○週案、日案の用紙を使って

- ・保育が終わった後、日案の用紙を使って記録をすることで、その日の指導計画を立てたときに願っていたことや、教師が幼児の活動について予想していたことを見ながらその日の記録をすることによって、幼児の姿を思い出しやすくなる。
- ・この場合、記入するスペースが少ないので、日案の生活の予想の部分だけをコピーして別紙に貼り付け記録用紙としていることが多い。

○個人票に視点の欄を設けて

- ・幼稚園の指導の重点等からヒントを得て、「興味・関心」「遊びの傾向」「自然への関わり」「人との関わり」「生活への取組み方」の5視点を取り上げて、その視点の欄を設けて個人票を作り、1期分を記入する。

◆記録の工夫 (2/2)

幼児を理解し適切な評価をするためには、日常の保育の中でどのように記録をすればよいか。

■記録から何を読み取るか

- ・幼稚園における評価は、幼児一人一人の心の動きや発達を理解することによってよりよい保育を生み出すためのもの。
- ・そのために、記録の取り方を工夫することが必要となるが、記録をいかに生かしていくかという観点から、その記録から何を読み取るかが保育を改善するために大切な意味をもつ。

○個々の幼児の生活の変化

- ・日々の記録から、幼児一人一人の生活する姿や心の動きを捉えることが大切であり、そのような記録を累積して、幼児の発達する姿を捉えていくことが大切。
- ・幼稚園教育は、幼児一人一人の特性や発達の課題に応じて行うもの。
- ・ある期間でとりためた記録をまとめてみると、その幼児の生活がどのように変化してきたかが浮かび上がってくる。
- ・興味や関心の示し方の変化、友達との関わり方の広がりや深まりなども記録を読み返すことで気付くことが多い。
- ・そのような変化を捉えた上で、今どのような援助が必要なのかを考えることが大切。

○幼児の姿を生み出した状況

- ・幼児一人一人がどの方向に向かって指導を進めたらよいか分からなくなった場合、保育をしながら幼児の様子をメモ用紙にメモすることで、このメモを基に幼児の遊ぶ様子を丁寧に見てみると、例えば、いつもけんかばかりしているように見える二人の幼児が、互いに支え合う存在であって、二人のイメージの違いがトラブルの種になっていることなどが見えてくることがある。
- ・日々の保育の中で詳しい記録をとることは難しいが、記録することが苦にならないように、記録する回数を最小限にとどめることも。
- ・記録する視点を絞ったり、幼児の動線に視点を当てたり、新しく出した素材への取り組み方や動物との関わりなどを見たり、様々な視点を工夫する。
- ・そのことによって幼児の姿を周囲の状況との関係で捉えることができ、それが教師の関わり方などの環境の構成を考えるために大事な手掛かりになる。

○教師自身の関わり

- ・幼稚園において、日々の保育を記録にとり、その記録から個々の幼児の生活の変化や生活を生み出した状況を捉えるとともに、記録から保育の中での教師自身の姿に気付くことも保育を改善するために欠くことのできない重要なこと。
- ・教師一人一人が幼児一人一人に対して行う保育は、教師の全人格的な営みであり、それによって生み出された環境の中から幼児はそれぞれの個性や発達の状況に応じた刺激を受け、自己を成長させていく。
- ・教師自身が個々の活動に没頭し幼児と無意識に触れ合い、その時々を漠然とした全体の印象だけが心に残っていることがあり、教師自身の願いが強く、教師の意図に沿った幼児の姿だけが記憶に残り、幼児の反応を的確に捉えられていないこともある。
- ・教師の記録には、幼児の生活の状況を記録していく中に教師自身の営みも書き込んでおり、そこから教師自身はそのときに自分が考えていたことや自分の関わり方に対して個々の幼児がどのように反応したかを読み取って保育を振り返る材料にしようとするため、教師の関わり方は適切であったか、指導の方向はこれでよかったかなど、幼児の発達する姿と照らし合わせて振り返り、評価するためには、記録の中にその時々教師自身の思いや動きなどを具体的に書き込んでいくことが必要。

◆多くの目で

幼児の姿をより深く捉えるためには、どうしたらよいか。

■事例研究の場で

- ・一人の教師の目に映った幼児の姿は、それぞれの幼児のごく一部であり、教師自身のものの見方や考え方によって、その姿の見え方は違ってくる。
- ・幼児のありのままの姿を捉えるためには、多くの目で見たことを重ね合わせることが必要。
- ・実際には指導事例を中心として、教師相互に意見を交わすことが行われており、皆で話し合う中で、自分に見えなかった幼児の姿に気付くことが多いし、自分の保育の問題点なども見えてくる。
- ・その意味からも園内研修を大切にしなければならない。
- ・園内研修では、ビデオや写真などの記録を用いて教師自身の保育を振り返ってもよい。
- ・一日の保育終了後に一日の保育の中でのエピソードを出し合いながら、教師間で幼児の見方や保育の考え方を交流していくことも大切。
- ・こうした設定された時間だけでなく、教職員の日常的な会話の中でも幼児理解や保育の考え方について交流することができる。
- ・むしろ、改めて設定した話し合いではなく、日常的な会話の方が、自分の見方や考え方を率直に話したり、疑問に思ったことなどについてもあまり構えずに質問したりして、自由に話し合うこともできる。
- ・こうした日常の話し合いが教職員間で活発になされることで、園内研修や保育終了後の話し合いが実り多いものとなっていく。
- ・保育は、一人の教師の力だけでは成り立たず、幼稚園の教師全員が互いに励まし合いながら、幼児を見る目を高めていけるような教職員の協力体制をつくる役割が園長や主任の教師に求められている。

■多くの保育に触れる

- ・幼児の姿をより深く捉えるには、様々な保育や保育観に触れることが必要。
- ・他の教師の保育を参観することもそのために役立つし、研究資料などを読むことから幼児の姿を読み取った事例に触れることも大切。
- ・ありのままの保育を収めたビデオや映画などを見て話し合うことも役立つ。
- ・様々な保育の中に見られた幼児の姿を通して、自分の幼児に対する見方を広げていくことが大切。

◆家庭からの情報 ■信頼関係を築きながら

- ・幼児理解を深め、幼児一人一人に適切に対応した保育を進めるために、家庭からの情報は大きな意味をもっている。
- ・幼児にとっては、幼稚園と家庭は連続した生活の場として機能しており、当然、家庭での様々な生活の姿は、幼児の幼稚園での生活に反映されるし、幼児を取り巻く家庭の人々の感情や生活態度が幼児の姿に微妙な影響をもたらすことがある。
- ・いろいろな機会に幼児の家庭での生活の様子を把握して保育に生かしていく必要がある。

幼児についての情報を家庭から得るためには、どのような配慮が必要か。

<家庭から幼児についての情報を得るときに配慮しなければならない点>

- まず幼児を理解し、よりよい指導を考えるために、どのような情報を家庭に求めるのかを十分に検討する必要がある。家庭での生活の様子を知ることがその幼児のよりよい指導を考えるために全て役立つとは限らない。毎日の幼児との生活の中では「どうしたらいいか」と戸惑う場面に出会うことがしばしばある。そのようなときにも、幼児の思いを十分に受け入れながら教師としてできる限りの指導の手立てを尽くしてみることが大切なこと。その中で、どのような情報が必要かを具体的に捉えることが大切。漠然としたままで家庭に情報を求めることは思わぬ感情のもつれを生じ、信頼関係までも壊してしまう結果にもなりかねない。
- 幼児についての必要な情報を家庭から得ることは、幼稚園からの情報を家庭に伝えていくことと密接につながっている。親が幼稚園と一緒にあって、幼児の教育について考えていこうという気持ちをもつためには、日常の教師の態度が打ち解けたものであり、安心して我が子と幼稚園の話ができるような情報を伝えることが必要である。登降園などの何気ない機会を捉えて、その日の保育の中で気付いた幼児の育つ姿を具体的に伝えてくれる教師には、親も我が子の成長を喜び合い考え合う者同士として、家庭での様子をありのままに伝えてくれるようになる。幼稚園と家庭が情報を交換し合うことが互いの信頼を深め合うことでもある。
- 信頼関係がなければ役に立つ情報が得られない。保護者との信頼関係のないまま教師の幼児に関する突然の事実の指摘は、保護者に対する非難として受け止められる場合がある。特に、家庭と園との行動などに違いがある場合、家では心配がないなど、保護者の言動は、担任の幼児に対する、ひいては保護者に対するマイナスの評価から我が子と保護者自身をかばおうとする気持ちの表れとなることもある。この保護者の対応が幼児に対して家庭での厳しいしつけとなってしまう場合もある。担任の教師が幼児の行動に対してプラスの見方をすることや、保護者に事実を伝える際に保護者の気持ちを配慮した伝え方をすることが大切。何よりも、日常の積み重ねの中で、互いの間に本音で話し合える関係をつくり出すことが、まず大切。

■幼児の見せる様々な面を受け入れる

- ・家庭での幼児の姿について話を聞いていると、時折、「家庭ではそうなのに、どうして幼稚園では……？」と疑問をもつことがある。例えば、幼稚園では一日中ほとんど口をきかないのに家ではおしゃべりだったり、家では親の言うことをよくきく従順な子だと聞いているのに幼稚園に来ると暴れん坊だったりする。
- ・大人は生活の中で場や相手によって対応の仕方を変えているのが普通であり、幼児であってもいつも同じような対応の仕方をするわけではない。
- ・家庭で保護者や兄弟姉妹に見せる面、教師に対して見せる面がそれぞれ違うもので、違った自分の表し方をするからこそ、それぞれの場が大切。
- ・教師の前で示す姿だけに捕らわれて、この子はこのような子と決め付けたり、家庭から知らされた姿のみにこだわったりしないで、いろいろな場で見せる多様な姿をありのままに受け入れていくことが大切。
- ・その中から幼児が、幼稚園という生活の場や教師をどのように見ているかを捉えることができる。そのことを踏まえた上で、よりよい方向に伸びていけるような援助を考えていくことが大切。
- ・教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（いわゆる預かり保育）で見られる幼児の姿についても、違った面を見ることができるともかもしれない。

■情報交換のための方法を工夫する

- ・幼稚園と家庭が幼児の育ちをよりよい方向に促すためには、登降園時や個人面接、学級懇談など、本音で話し合える場をつくり出すための様々な工夫が必要。
- ・ある幼稚園では、菜園作りや園庭の清掃などの作業の手伝いを、保護者に負担にならないくらいに、週に一日程度依頼し、教師と共に作業する中で気軽に情報交換をする機会としている。
- ・別の幼稚園では、グループ懇談を行うことで、参加者ができるだけ話しやすい雰囲気をつくるように努めている。
- ・保育終了後に園庭を親子に開放する日を設けて、教師がその中で親と話を交わせるように工夫している幼稚園もある。
- ・いずれの場合にも、保護者の話を最後まで尊重して聴こうとする教師の姿勢や、どの幼児も大切な存在として受け止め、保護者と共にその成長を温かく見守っていこうとする姿勢をもつことが大切。また、個人的な秘密を絶対に守ることは、信頼関係を保つためにも大切であることはいうまでもない。
- ・ある幼稚園では、手紙や連絡ノートなどを利用して、情報交換をすることを重視している。書くために時間が掛かることが問題点として挙げられているが、自分の伝えたいことを整理できることや、家庭での考え方も冷静に受け止められることなどがよい点だという。この方法も、幼児の可能性やよい面を中心に伝え合うことがよい結果を生むことに留意する必要がある。

幼稚園幼児指導要録について

－幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）（29文科初第1814号 平成30年3月30日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて－

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

（29文科初第1814号 平成30年3月30日 文部科学省初等中等教育局長通知）

幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領の改訂に伴い、文部科学省では、各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめ、以下の1～5の事項と共に通知。

1 幼稚園等における評価の基本的な考え方

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) **指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。**その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) **評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。**

2 指導要録の改善の要旨

「指導上参考となる事項」について、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。このことを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成30年度から実施すること。なお、平成30年度に新たに入園、入学（転入園、転入学含む。）、進級する幼児のために指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園、在学している幼児の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

4 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条及び第28条の規定によること。なお、同施行規則第24条第2項により小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する幼児については、転園した幼児の指導要録の記述を通じて転園先、転学先の名称や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料1及び2（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。

5 幼稚園型認定こども園における取扱い上の注意

幼稚園型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成30年3月30日付け府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号）を踏まえ、認定こども園こども要録の作成を行うこと。なお、幼稚園幼児指導要録を作成することも可能であること。

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行規則第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

3 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

【記載する事項及び様式の参考例】

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

・・・記載する事項

年度 区分	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
学 級								
整理番号								

幼 児	ふりがな 氏 名					性 別	
	平成 年 月 日生						
	現住所						
保護者	ふりがな 氏 名						
	現住所						
入 園	平成 年 月 日	入園前の	【入園前の状況】保育所等での集団生活の経験の有無等を記入。				
転 入 園	平成 年 月 日	状 況					
転・退園	平成 年 月 日	進学先等	【進学先等】進学した小学校等や転園した幼稚園、保育所等の名称及び所在等を記入。				
修 了	平成 年 月 日						
幼 稚 園 名 及び所在地							
年度及び入園(転入園) ・進級時の幼児の年齢		平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏 名 印		各年度に、園長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。同一年度内に園長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記。					
学級担任者 氏 名 印							

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

【記載する事項及び様式の参考例】

幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

ふりがな	平成 満3歳児の記録			3歳児の記録			4歳児の記録		
氏名	(学年の重点)			(学年の重点)			(学年の重点)		
性別	(個人の重点)			(個人の重点)			(個人の重点)		
ねらい (発達を捉える視点)									
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。								
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。								
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。								
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。								
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。								
出欠状況	年度	年度	年度						
	教育日数								
	出席日数								

【学年の重点】年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入。

【個人の重点】1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入。

【指導上参考となる事項】

(1) 次の事項について記入。

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入。

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）
【記載する事項及び様式の参考例】

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

ふりがな		指導の重点等	平成 年度		5 歳児の記録
氏名	平成 年 月 日生		【学年の重点】 【学年の重点】年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入。		
別性			【個人の重点】 【個人の重点】1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入。		
ねらい (発達を捉える視点)					
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	指導上の参考となる事項			
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。 ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。 ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。			
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。	② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。			
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	③最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれていく資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。			
出欠状況	年度	備考			
	教育日数				
	出席日数				

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意すること。

健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立つて行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の子近き人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考える関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにしようとするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しみ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

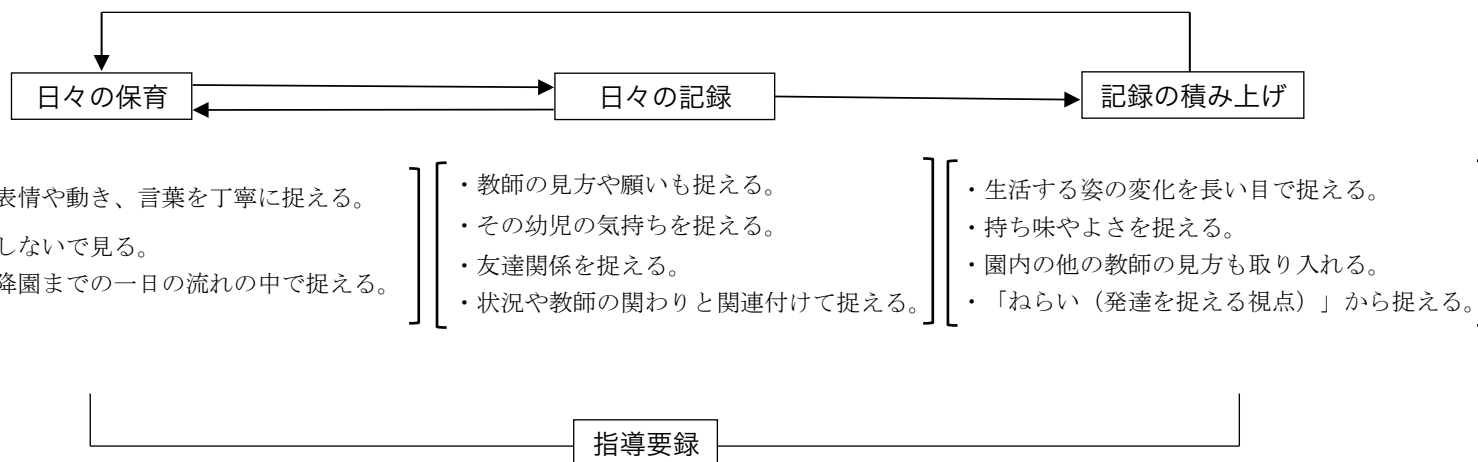
おわりに　－まとめにかえて

◆日々の記録から指導要録へ

- ・日々の記録を基にして、指導要録に記入する内容をまとめていくには、いろいろな方法がある。
- ・日々の保育の記録の中に表れたある幼児の姿を振り返りながら、その時期ごとの幼児の姿とその幼児に対する教師自身の思いや願いを明確にすることによって、一人の幼児の発達する姿を理解しようとする。
- ・指導要録は、日々の保育とその記録という巡りの中で捉えて記録を積み重ね、一年の保育を振り返って幼児一人一人の発達してきた道筋と、そこへの幼児を取り巻く教師の関わりや次年度への指導の手掛かりを整理しまとめてみるのが指導要録への記入といえる。

◆小学校教育への橋渡し

- ・幼児の変容を温かく見つめ、幼児のよさと可能性を発揮する姿を大切にする。
- ・領域に示すねらいの視点もち、その幼児の全体的な発達の状況を捉えていく。
- ・幼児一人一人の成長を小学校教育へとつなぐ、指導の記録として指導要録の記入に当たる。



<参考> 保育の記録から指導要録へ（イメージ図）

